

## 第4章 騒音・振動対策

### 第1節 工場・事業場及び特定建設作業騒音・振動対策

#### 第1 規制の概要

##### 1 規制対象

工場・事業場に係る騒音・振動の規制は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域の工場・事業場における圧延機械など30種類の施設を有する工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としており、府公害防止条例では、原則として、すべての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象としている。

また、特定建設作業に係る騒音・振動の規制対象は、騒音規制法では、くい打機、くい抜機等を使用する作業を始め5種類の建設工事に係る作業から発生する騒音を規制対象としているが、府公害防止条例では、このほかブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等3種類の作業を含めて、8種類の作業から発生する騒音・振動を対象としている。

##### 2 規制権限の委任

騒音規制法及び府公害防止条例の施行については、広域的な判断を必要とする事務（規制地域の指定及び規制基準の設定）は知事が行い、規制事務は市町村長に委任することとされている。

本府においては、昭和44年4月、大阪市長ほか16市長に騒音・振動の規制事務を委任したのを始めとして、逐次、各市町村長に委任し、現在、法律及び条例に基づく規制事務はすべて市町村が行っている。

#### 第2 法による振動規制の実施

振動に係る規制については本府では、昭和41年1月から旧大阪府事業場公害防止条例（昭和40年大阪府条例第43号）に引き続いて現行の府公害防止条例に基づき規制を行ってきているが、国においては、中央公害対策審議会の答申を受けて振動規制法（昭和51年法律第64号。同年12月1日施行）を制定し、振動規制を行うこととされた。

振動規制法と府公害防止条例による振動規制の体系は、おおむね同様であるが、規

制基準値、測定方法等について相違があるので、その整合を図るとともに、府域における振動規制のあり方を検討するため、昭和51年11月5日、府公害対策審議会に対し、「振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方」について諮問し、現在、同審議会で調査審議が進められている。

### 第3 取締り指導状況

#### 1 規制指導等

工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音・振動に係る騒音規制法及び府公害防止条例に基づく規制権限は、すべて市町村長に委任されているので、府としては、市町村における規制事務が円滑に遂行できるよう配慮する必要がある。このため市町村の関係職員に対する現地指導、騒音・振動防止技術等に関する研修会の開催等の措置を講じた。

#### 2 改善勧告等

昭和51年度において騒音規制法又は府公害防止条例に基づいて市町村長が行った工場・事業場に対する改善勧告等の発令件数は表3-4-1のとおりである。

表3-4-1 改善勧告等発令件数（昭和51年度）

業種	区分	計画変更勧告		改善勧告		合計
		市町村	件数	市町村	件数	
金属	属	大阪市	1	大阪市	1	3
				八尾市	1	
プラスチック	大 阪 市	3		富田林市	1	4
紙工	大 阪 市	1		—	—	1
印刷	大 阪 市	1		—	—	1
サ 一 ピ ス	—	—		堺市	1	1
合計			6		4	10

## 第2節 その他の騒音・振動対策

### 第1 新幹線鉄道騒音・振動対策

#### 1 国及び日本国有鉄道が講じた措置

##### (1) 騒音防止措置

昭和47年12月環境庁長官が運輸大臣に対し「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」についての勧告を行って以来、日本国有鉄道は、騒音低減対策として防音壁の設置、無道床鉄桁橋りょうの防音工事等を実施している。更に、このような対策では騒音防止が困難な地域については、民家の防音工事の助成を主な内容とする障害対策処理要綱を定め、昭和49年6月から実施している。

また、国は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の円滑な達成に資するため、新幹線鉄道騒音対策要綱を閣議了解し、音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の実施を強力に推進することとしている。

##### (2) 振動防止措置

中央公害対策審議会は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のるべき指針」（昭和48年11月30日諮問）をまとめ、昭和51年3月6日環境庁長官に対し答申した。昭和51年3月12日、環境庁長官は、これを受けて運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」について勧告を行った。

#### 2 府が講じた措置

府では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型のⅠの地域として、大阪市、吹田市、摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の一部を指定したところであるが、新幹線騒音・振動に関する実態を把握するため、環境庁の委託により、沿線4市町（大阪市、摂津市、高槻市及び島本町）の協力を得て昭和51年10月から昭和52年1月にかけて、新幹線鉄道騒音・振動調査を実施した（表3-4-2）。

表3-4-2 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果

地 区 名		線路構造	防音壁の有無	線路の高さ m	列車の速度 (km/h)	測 定 結 果							
						騒 音 (ポン)				振 動 (デシベル)			
						25m	50m	100m	150m	200m	12.5m	25m	50m
大阪市	東淀川区 南江口町	高架	有	11	167(180,136)	73	71	67					
					164(180,144)						61	56	
	東淀川区 上新庄町	高架	有	11	132(144,118)	68	68	64					
					125(138,116)						52	52	
	淀川区 加島町	高架	無	22	112(122,103)	83	80	73	62				
					102(118,108)						57	54	
	東別府	高架	有	5	199		81	79	75		69		
	鳥飼八丁	高架	有	5	190		81	81	76		72		
摂津市	東別府	高架	有	5	191							65	67
	新在家	盛土	有	1	194							59	58
	唐崎	高架	有		201		84.8	83.2	78.7		72.6		
	唐崎	高架	有		204							66.2	61.9
高槻市	南大樋町	高架	有		205		78.3	76.5	73.7		67.1		
	北大樋町	高架	有		202							68.5	66.9
	芥川(鉄橋)	高架	無		200		91.6	87.9	83.1		78.4		
	番田2丁目	高架	無		201							59.5	58.9
	天川町	高架	有		203							62.6	61.9
	井尻2丁目	高架	有		203		80.8	80.6	76.4		71.4		
	島本町	広瀬2丁目	盛土	無	2	197(206,185)	86	83	78		65		72
													54

(注) 「列車の速度」欄の数値は、平均値(最大値・最小値)を示す。

## 第2 航空機宣伝放送の騒音対策

航空機による商業宣伝放送は、府公害防止条例により拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しているが、これの徹底を図るため関係業者に対し指導を行った結果、昭和52年3月末日までに、関係業者間の申合せにより商業宣伝放送の自粛が

行われている。

その概要は次のとおりである。

- (1) 放送開始時間を午前9時から午前10時に繰り下げる（昭和48年1月4日から実施）。
- (2) 日曜、祭日の放送を全面的に中止する（昭和48年12月31日から実施）。
- (3) 枚方市、守口市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、四条畷市の7市の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和50年12月1日から実施）。
- (4) 大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町（旧東能勢村）の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和52年3月20日から実施）。
- (5) 府公害防止条例施行規則に定める遵守事項に適合するよう、スピーカーに加えられる入力を自動的に調整し得る増幅器を取換え又は改造するとともに、それ以外の機器は使用しない（昭和52年3月下旬から実施）。

なお、昭和51年度における航空機による宣伝放送の状況は総数17,596回（昭和50年度は20,805回）であった。